

(別表 2)

不利益処分に係る処分基準

(令和 2 年 4 月 1 日作成)

法 令 名	北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例(平成 17 年北海道条例第 10 号)
根 拠 条 項	第 15 条第 1 項
処 分 の 概 要	遺伝子組換え作物の開放系一般栽培の許可の取消等
法 令 の 定 め	第 15 条 知事は、許可栽培者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可栽培者に対し、交雑及び混入を防止するために必要な限度において、第 4 条又は第 10 条第 1 項の許可を取り消し、変更し、その条件を変更し、又は新たに条件を付することができる。この場合において、知事は、第 4 号の事由により処分をしようとするときは、あらかじめ、北海道食の安全・安心委員会の意見を聴くことができる。
処 分 基 準	次のいずれかに該当すると認める場合であって、その是正をすみやかに行わなければ、交雑及び混入を防止する上で支障があると認められる場合、又は是正勧告等に従わなかった場合に、交雑及び混入を防止するために必要な限度において、同処分を発する。 (1) 第 13 条第 1 項第 2 号若しくは第 5 号（必要な措置を講ずる部分に限る。）の規定又はこの条例に基づく処分に違反したとき。 (2) 第 7 条各号のいずれかに該当することとなったとき。 (3) この条例の規定による許可に付した条件に違反したとき。 (4) 第 4 条若しくは第 10 条第 1 項の許可の時には予想することができなかった環境の変化又はこれらの許可の日以降における科学的知見の充実により当該許可に従って開放系一般栽培がなされるとした場合においてもなお交雑又は混入を防止することができないと認められるに至ったとき。 (5) 偽りその他不正な手段により、第 4 条又は第 10 条第 1 項の許可を受けたとき。
処 分 担 当 課	農政部食の安全推進局食品政策課 (電話番号：011-231-4111 (内線 27-695))
問 い 合 わ せ	農政部食の安全推進局食品政策課 (電話番号：011-231-4111 (内線 27-695))
備 考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/shs/kikaku/gyousei_tetsuzuku.htm